

盛岡保健所長告示第 27 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条第 1 の規定により、指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 19 年 7 月 6 日

盛岡保健所長 鈴木 俊彦

訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0370102188	有限責任中間法人岩手県理学療法支援機構 附属訪問看護ステーションいわて	盛岡市長田町 9 番 1 号	盛岡市上田一丁目 1 番 30 号	平成 19 年 5 月 19 日